

令和 7 年第 2 回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第 2 号
受 理 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 6 日
件 名	国に対し「インボイス制度を廃止することを求める意見書」の提出を求める請願
請願者の住所 及 び 氏 名	桶川北本民主商工会 代表者 竹 林 昌 平 埼玉土建一般労働組合中部支部 代表者 對 馬 一 美
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	湯 沢 美 恵、毛 呂 一 夫、中 村 洋 子

【請願趣旨】

原油価格、原材料の高騰と急激な円安による物価高騰が国民生活に大きな打撃を与えています。値上げは、食品をはじめ、外食、日用品、家電、公共料金などあらゆるものに及び、また、労働者の実質賃金は減り続け、物価だけが上がるという最悪の状況です。

経済対策として世界では多くの国や地域が付加価値税（消費税）の税率を引き下げており、日本も消費税の見直しに踏み出すべきです。

消費税のインボイス制度が、小規模事業主、フリーランス、俳優・声優、アニメーターなど幅広い人たちから導入反対の声が上がるなか、令和 5 年 10 月 1 日開始されました。

この間、インボイス未登録事業者への取引停止や値引き、消費税分の代金不払いも発生しています。こうした行為は独占禁止法等の違反となり許されませんが、元請に対して弱い立場にある下請け事業者は声を上げられず我慢するという現状もあります。景気が戻らない中、過大な事務負担や納税を迫られ、廃業を考えているという事業者も出てきています。

インボイスを「事業者に過度な負担を与える制度」として、埼玉県 12 月議会では、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書」が、佐賀県 3 月議会では、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書」がそれぞれ可決されています。県内市町村の 3 月議会においても、12 の自治体で採択され、9 の自治体から国に意見書が提出されています。

小規模事業者の経営の持続化や地域経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良であると言わざるを得ません。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与えるインボイス制度を廃止することを強く求めます

よって、地方自治法第 99 条の規定に基づき「インボイス制度廃止」の意

見書を国に対して提出することを求めます。

【請願事項】

インボイス制度を廃止することを求める意見書を国に提出してください。